

## 第2章「多様な個性が結び合い、心の通う楽しいまち」に向かって

### 第1節「市民それぞれが意思に応じて学び、能力を発揮し、生き方を選ぶ」ために

#### 現況と課題

国際化・情報化の進展、少子化・高齢化の進行など様々な要因によって人々のライフスタイルは変化し、消費による生活の豊かさだけでなく質の豊かさを求めるようになってきている。また、市民のスポーツを含む生涯学習への要求は多様化・高度化しているが、それだけではなく、自ら学び自己を高め、さらにはその成果を生かしたいという要求も高まっている。

こうしたなか、行政と市民の関係において、「事業提供者は行政、利用者は市民」という従来の構造は成り立たなくなっている。市民は、学習活動の主役として活躍し、行政は活動の場の提供や、市民活動のきっかけづくりなどを支援して行くことが求められる。

生涯学習施設については、生涯学習センター・西部図書館の新設をはじめ、龍間運動広場、生涯学習ルームなどを整備してきたところである。今後は、より地域に密着した場づくりと大学などの民間施設を含めた関連施設のネットワーク化をすすめることが大切である。とりわけ、図書館については本市で2館目が誕生したところであるが、より利用者の声を聴きながら、図書サービスの充実を図っていく必要がある。また、子どもの読書を推進するにあたり、平成16年11月には「大東市子ども読書活動推進計画」を策定したところであり、今後、計画推進にあたっての具体的な事業展開が必要である。

ボランティア活動やその組織は、学習活動を支える一翼を担うことも多い。一人でも多くの人生きがいを感じとれる展開が実現できる活動を支援する体制強化が望まれるところであり、環境整備をすすめていく必要がある。

人間関係の希薄化や遊び場の減少など青少年を取り巻く環境は大きく変化している。様々な体験を通して人との信頼関係を築く機会が減り、このことが青少年の問題行動等を引き起こしているとも言われ、教育課題の要因の一つになっている。家庭や地域社会の中で大人や多様な年齢の友人と交流し、様々な体験を豊富に積み重ねることにより、青少年の「生きる力」を育てていくことが必要である。また、大人からの虐待や青少年を狙った犯罪の増加など青少年の安全が脅かされている事象が相次いでいる。青少年にとって安心・安全で、かつ健全育成に相応しい環境づくりを進めるため、地域・家庭・学校が連携を深めながら「協働」の関係により、継続的に子どもに関わっていくことが重要である。

スポーツに対する市民意識は、競技的なものから、体力づくりやレクリエーション感覚、スポーツを通じての交流などへ大きく変化している。スポーツ振興法に基づいた国のスポーツ振興基本計画により、総合型地域スポーツクラブを創設し、「生涯スポーツ社会」の実現を目指した取組みを図る必要がある。

#### 対策の考え方と方向

いま生涯学習は、ライフスタイルに応じた心豊かな生き方の構築、能力開発はじめ自らの人生デザインの基礎づくりとしての役割を担い、成熟した社会を目指すために必要なものとなっている。

子どもからおとなに至るまで、人生を一生涯充実したものとして過ごすことができるよう、スポーツ、レクリエーション、地域活動、学習活動など多様な活動に対し、いつでもその意思により、学び、活動し、能力を発揮できる環境整備をすすめていく。

(1) 生涯学習の推進

→ (2) スポーツ・レクリエーションの振興

(3) 青少年健全育成の推進

## 具体的展開

### (1) 生涯学習の推進

#### 生涯学習内容の充実

- ・ 多様化したライフスタイルや生きがいを求める市民ニーズに即応した学習内容の充実を図る。

#### 生涯学習推進体制の充実

- ・ 能力開発をはじめ自らの人生をデザインする基礎づくりのため、グループや人材の育成、人々のネットワーク形成、人材登録バンクなどを利用した人財の活用を促進する。
- ・ 公民館登録団体連絡会などと連携を図り、学習ニーズに応じた事業展開を図るとともに、生涯学習の取組みに対する相談体制を強化する。
- ・ 図書館においては、書物に触れ合う大切さを理解してもらうために、様々な講座やイベントを開催する。

#### 生涯学習施設・機能の充実

- ・ 市民生活の身近な学習施設として、小学校区単位で学校施設の有効活用を図った生涯学習ルームを順次開設し、地域に密着した生涯学習施設の拡充に努める。
- ・ 平成18年度供用開始の「生涯学習センター」、「西部図書館」、「生涯学習ルームまなび南郷」は、新設された機能を充分活用し、市民の利用促進を図る。
- ・ 生涯学習施設のみならず、他機能の施設においても、市民の学習ニーズに応えた学習機会の提供を推進する。
- ・ 図書館については、2館体制による市民の利用度、図書環境の変化などを総合的に検証しながら、サービスの充実に努める。

### (2) スポーツ・レクリエーションの振興

#### スポーツ施設の充実

- ・ 学校施設の開放など既存施設の活用や大学・企業の協力も得、スポーツ活動をするための場の拡充を図る。
- ・ 龍間運動広場、市民体育館、市立テニスコートなど既存施設を市民が活動しやすい場として提供するため、管理と運営を充実させる。
- ・ 公共のスポーツ施設の利用情報を入手できるシステムを有効に活用できるよう利用方法の普及に努める。
- ・ なみはやドームなど広域協力ができる施設がさらに増加するよう他の自治体の協力を得ながら検証する。

#### スポーツの振興

- ・ スポーツ振興のための計画または基本方針を設け、子どもや高齢者、障害者など誰もが参加しやすく楽しめる市民スポーツ、大東をあげてのスポーツイベントの開催などへの取組みを図り「生涯スポーツ社会」の実現を目指す。
- ・ スポーツ指導者の育成と資質の向上を図る。
- ・ 平成22年度までに「総合型地域スポーツクラブ」の創設を目指す。

### (3) 青少年健全育成の推進

#### 青少年活動の活性化

- ・ 今日の社会で将来に不安や悩みを持つことの多い青少年が、自らの意思と希望に沿った人生をデザインできるよう、青少年期における感性や能力を養い磨くための体験学習、スポーツ活動、相互交流の機会と場の拡充に努める。
- ・ 青少年野外活動センターや市内小・中学校を拠点に、プロジェクト・アドベンチャー事業をはじめとする自然体験学習の学習プログラムを提供する。またこの他、生活体験・社会体験を通じて、青少年の豊かな人間形成を育む。
- ・ 地域や家庭・学校、関係機関と連携を図り、子どもの日常生活を守る安全対策を講じる。
- ・ 学校や子ども会などと協力しながら、地域における子どもへの教育力を向上させる。

## 第2節「豊かな心を育てる、明るく楽しい学校教育を築く」ために

### 現況と課題

近年、子どもたちの心の問題は深刻化している。家庭・地域の教育力の変容、規範意識が低下しつつある社会の風潮、子ども自身の生活体験の変容などの要因が複雑に絡み合い、少年非行の凶悪化・低年齢化、いじめや不登校、大人から受ける児童虐待といった様々な問題が生じているものと考えられる。

子どもたちが元気に明るく過ごせる社会を目指して「教育は学校だけで」という考えを改め、子どもたちと接する気持ちを大切に、地域と家庭が一緒になった取組みをすすめる必要がある。このため新世紀を担う子どもたちにとって、心の教育、新たな分野の学習、生活体験などを積極的に取り入れていくことが大切である。

また、子どもが被害者となる事件が後を絶たず、子どもの安全確保の面においても、関係機関との連携を強化しながら、「地域で子どもを見守り育てる」視点が一層、必要な状況にある。

学校での教育は、開かれた学校づくりを推進しながら、「確かな学力」の定着とともに、自ら学び、自ら考える「生きる力」の育成に総合的な取組みを展開している。近年、この取組みは全国的に進展しているが、学習指導要領の柔軟化も予測され、地域の実情に応じた学校教育のあり方を検証する必要がある。

教育を受けるための支援や助成については、児童や生徒、保護者が教育に関する悩み事を気軽に相談できる総合的な教育相談体制の整備や、教育機会の保障や過大な経済的負担の軽減を図るための経済的な支援を実施する必要がある。

学校施設については、人口急増期に建設した施設が多く、老朽化が進んでいる状況であるため、計画的に施設整備をすすめる必要がある。また余裕教室については、福祉や生涯学習といった分野での活用を図り、子どもたちの教育と有機的に連携していくことが必要である。

平成14年9月「通学区域適正化委員会」からの通学区域の適正化に向けた校区のあり方などの答申を踏まえ、平成16年4月に一部の校区を変更したところである。この答申には、学級数・児童数が恒常的に適正な規模を下回る場合は、統廃合を含めた再検討の必要性が含まれている。今後、小・中学校の適正配置、適正規模に関する基本的な考え方、適正化に向けた統廃合の具体的な方策について、学校統廃合検討委員会に諮問し、その答申内容を基に検討を加え、方針を決定していくことが必要となっている。

### 対策の考え方と方向

将来のまちづくりを担う子どもたちにとって、健康で健全な発育は最も大切な条件であるが、学校教育、なかでも人生の基礎となる小・中学校をめぐっておきる問題は深刻さを増している。

その解決の糸口として人づくりの原点に戻り、心豊かで、元気にあふれ、国際化・情報化といった時代に適応できる『大東っ子育て』を共通の目標に、家庭、地域、学校の連携により、地域として、自治体として、子どもの成長を支える取組みをすすめる。

- (1) 学校教育カリキュラムの充実
- (2) 学校施設と環境整備
- (3) 教育への支援と助成

## 具体的展開

### (1) 学校教育カリキュラムの充実

#### 生きる力の育成

- ・ 子どもが将来、社会に向き合い参加していけるよう、自然や社会体験、異なる学年の交流など工夫をこらし、人権教育、国際化・情報化教育、環境・福祉教育といった総合学習に取り組むとともに、社会におけるマナーやルールについて考え、体得できる機会を持ち、「生きる力」の基礎を培う。
- ・ 特に、総合学習の授業は、地域・高校・大学との連携を図り、児童・生徒の育成を総合的な視点に立って行う。
- ・ また、就学を控えた子どもたちは、一人ひとりの発達に応じ、幼稚園・保育所などの集団生活や主体的な活動としての遊びを通じて、総合的な指導を行う。

#### 確かな学力の向上

- ・ 学習指導要領など教育制度の改革の動きに留意し、児童・生徒の学力向上を図るための教育カリキュラムの検証や少人数授業の推進など「確かな学力」が身に付く授業を行う。
- ・ 豊かな心と言葉を育むため、教育文化基金を活用し、児童・生徒の国語力向上を目指す。

#### 開かれた学校の推進

- ・ 学校の安全性を確保しつつ、情報を積極的に発信し、地域や家庭に開かれた学校づくりを目指す。
- ・ 地域教育協議会をはじめ地域が総合的な教育力の向上を図るための手立てを講じる。

#### 食育の推進

- ・ 食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活の実践と健全な心身の成長を図る。

#### 国際化教育の推進

- ・ 中学校・小学校・幼稚園と地域社会において、異言語・異文化の交流を図り、国際理解を深める。

#### 教職員の研修と研究機会の拡充

- ・ 既存ストックを活用し、教育研究所を兼ね備えた教育センターを設置し、教職員の研修と研究機会の拡充を図る。

### (2) 学校施設と環境整備

#### 学校施設の整備

- ・ 耐震補強を重点に老朽化した校舎などの学校施設の改造・改修を計画的に実施する。なお、その際、障害を持つ児童・生徒等にも充分配慮したバリアフリーの整備を行う。
- ・ また、情報化教育に資する情報系機能の充実を図る。

#### 学校の安全対策の強化

- ・ 小学校への管理員配置を行うとともに、地域・PTAなどの協力を得ながら学校内および登下校中の児童・生徒の安全を確保する。

#### 学校統廃合の検証

- ・ 「学校統廃合検討委員会」に対し、学校の適正配置、適正規模、統廃合について提起を求め、方針を決定する。

### (3) 教育への支援と助成

#### 就学の援助

- ・ 経済的に就学が困難な児童・生徒に対しては、就学援助などの支援を行う。
- ・ 日本語指導を必要とする児童・生徒の教育の機会均等に努める。

#### 教育相談体制の充実

- ・ 家庭・地域と学校が連携を図り、いじめ、不登校、家庭問題などで悩む子どもたちへの相談体制を充実させる。
- ・ 特に、各中学校に対して配置するスクールカウンセラーを小学校においても積極的な活用を推進する。
- ・ また、地域や関係機関との連携によって、子育てに不安を抱える家庭を支援するための対策を講じる。

#### 不登校児童・生徒の対策強化

- ・ 支援協力員を中学校に派遣するなどにより、個々の生徒への対応や学校の指導体制を強化し、不登校生徒の減少を図る。
- ・ 不登校の子どもが社会参加できるよう、適応指導教室などにおいてスクールカウンセラーなどの協力を得ながら、学習指導や自立のための支援を行う。

### 第3節「次代を担う子どもたちがのびやかに育つ」ために

#### 現況と課題

出生率の低下により、全国的に子どもの数が非常に減少している。平成2年に「1.57ショック」として少子化が認識されるようになり様々な対策が講じられてきたが、少子化傾向に歯止めがかかることなく、平成15年・16年には合計特殊出生率が1.29まで低下した。こうした事態は、わが国の社会経済等に深刻な影響を与えることとなるため、子育てと仕事の両立支援に加え、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子どもの社会性の向上や自立の促進を図る必要がある。とりわけ、出生率を高めるための対策としては、就労や住居環境といった経済的な分野での支援や措置が必要であるとされている。こうしたなか、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」が制定され、行政だけでなく、民間や地域も各々が一体となって子どもと子育てを応援して行かなければならぬしくみが講じられたところである。

本市においては平成22年の15歳未満人口比率は、全体の15%程度を予測しており、比率的には現状とほとんど変わらないとしている。しかし、社会活力を損なわないためにも出生率が増加することが望ましく、男女がともに暮らし子どもを産み育てることに夢を持てる地域社会の環境づくりが必要である。これまでの間、一時保育の実施、放課後児童クラブの創設、ファミリーサポートセンター事業の展開をはじめとする保育サービスだけでなく、就労対策や健康づくり等を多分野にわたって施策を講じてきたが、そうしたサービスは、保護者からある程度の評価を得ているものの、子育てに対する不安や負担を解消するための抜本的対策には至っていない。今後は、こうした課題を認識しながら、少しでも地域社会全体が子育てに関与し、子どもたちを元気で健やかに育てていく姿勢が求められる。

施設運営については、保育所は子育ての児童福祉、幼稚園は就学前の学校教育の役割を持つが、ともに子育てに重要な施設であるという認識に立ち、乳・幼児施設としての両者各々の地域サービスのあり方を柔軟に考えていかなければならない。また、放課後児童クラブに対するニーズも高まっている。当該施設の拡充をはじめ、福祉と教育の分野が相互に連携を図り、子どもに主眼を置いた対策を講じる必要がある。

家族形態の多様化は子育てに悩む人の増加にも繋がっている。こうした問題を解決する糸口としては様々な角度から検証しなければならないが、とりわけひとり親家庭への経済的な自立を促すことはたいへん重要となっている。国においては平成15年に「母子家庭の母の就業に関する特別措置法」を制定するなど母子家庭の経済的自立を促進し、就業しやすい環境を整えつつある。本市においても、各家庭が自立できる職業能力の開発策を講じる必要がある。

また、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された。大きな社会問題となっている児童虐待への対応策については、行政だけでなく、地域やボランティアの力も借りながら、社会全体で子育てを行っていく姿勢を持つ事が大切であり、発生防止と早期発見に努めなければならない。

今後、子育てに関する市民ニーズは、人口や就労環境などとともに変化していくことが予想されるため、そうした社会変動を加味しながら、子育て体制を整備していく必要がある。

#### 対策の考え方と方向

子ども育成のための環境整備は、子ども自身だけではなく、保護者、家庭、地域のあり方に深く関わり、少子社会の根本的解決につながる問題でもある。

幼児から就学前の子どもの育成には、家庭や教育・保育施設だけでなく、社会全体が携わっていく視点が求められ、環境づくりには創意と知恵を活かし、子どもの立場を尊重した子育て環境を充実していく。

(1) 次世代育成支援対策行動計画の推進

→ (2) 多様な保育制度の充実

(3) 子育て施設の運営充実

(4) 子育てのための地域連携と支援

## 具体的展開

### (1) 次世代育成支援対策行動計画の推進

#### 次世代育成支援対策行動計画の推進と評価

- ・ 次世代育成支援対策行動計画の進行管理と評価を行い、適切な計画の推進に努める。また、平成21年度に第1期の計画を作成し、ニーズに応じた対策を講じる。

### (2) 多様な保育サービスの充実

#### 保育内容の充実

- ・ 保育所において育児教室や各種行事を通じて異年齢児の交流を図る。
- ・ 児童養護施設等において一時的に養育・保護を行うショートステイ・ワイライステイの各事業を継続して実施する。
- ・ 障害児保育や延長保育の拡充、民間施設等の活用による一時保育や休日保育、柔軟に利用できる特定保育などを実施し、多様化する保育サービスの需要に応える。
- ・ ファミリーサポートセンターの事業周知と提供会員の増員確保を図り、家庭での子育て手助けを実施する。
- ・ 地域内に子育て中の保護者が集える場所を設け、子育て不安を解消する等のきっかけづくりを行う。

### (3) 子育て施設の運営充実

#### 子育て支援施設の充実

- ・ 指定管理者制度を導入した大東キッズプラザの運営評価を行い、必要に応じて当施設での事業を拡充する。
- ・ 子育て支援センターや児童センターにおいてもNPO法人等による運営を検討するとともに、地域の保護者・子ども等が参加できる取組みを図る。

#### 放課後児童クラブの拡充

- ・ 定員超過の放課後児童クラブは、学校の教室を利用する等の対策を講じ、授業を終えた児童が安全で安心して帰宅できるまでの時間を過ごせる環境を整える。また、NPO法人をはじめとする民間事業者等による運営を検討する。

### (4) 子育てのための地域連携と支援

#### 子育て相談の充実

- ・ 子どもや保護者からの相談を受け付け、カウンセリング等を通じて問題解決を図る。
- ・ 育児相談会を開催し、育児不安の解消や虐待予防の手段を講じる。
- ・ 両親教室を開催する等を開催し、男性の子育て参加を促進する。
- ・ 民生委員児童委員等が地域においての情報提供や相談にのれるよう研修の充実に努める。

#### 子育て支援のネットワークづくり

- ・ 住民主体による子育てサロンの運営を促進する等、地域との連携促進に努める。
- ・ コミュニティソーシャルワーカーによる活動を支援し、地域と行政とをつなぐ人材を育成する。
- ・ 民間企業等に対しては、子育てと就労の両立ができるよう育児への理解と協力を求めていく。

#### 児童虐待防止の対策

- ・ 関係機関とのネットワークを構築し、民生委員等の協力を得ながら児童虐待の防止に努める。

#### ひとり親家庭への支援

- ・ ひとり親家庭の保護者に対して、職業能力開発や資格取得のための支援を行い、家庭の自立や生活負担の軽減を図る。

#### 第4節「人々がふれあい、対話がはずみ、いきいきとした活動の輪が広がる」ために 現況と課題

近年、人々の交流が希薄になったと言われているが、交流により自分をあらわしたい、自分の能力を發揮したいとする潜在的な意識が市民のなかに多く存在している。こうした気持ちを育み、実際に参加・行動できるような場づくりや情報提供の充実と、参加・活動しやすい雰囲気づくりが求められている。

一人ひとりが持つ意思や能力は、すばらしいものがある。それら個の力を結集し、様々な活動に活かすことができるのであれば、相乗的に働き大きな力となって、多様な市民活動に展開することができる。自分自身を磨くためにも、まちがさらに発展するためにも、出会いとコミュニケーションの機会を拡充し、個性を表現することが大切であり、こうした通い合いが市民を、まちを元気にすることにつながる。

地方分権の本格的な進展のなか、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりの必要性はますます高まっている。市民には自分たちが住むまちに対し関心を持ち、まちづくりへ参加することが求められ、行政には十分な市民の意向に基づいたうえでのまちづくりへの取組みが要請されている。つまり市民にも行政にも地域の課題を明確に知り、協働して解決していく姿勢と活動がますます必要になってきている。

平成12年度の「地方分権一括法」施行や構造改革の進展は、行政の役割・市民の役割を見直す大きなきっかけとなった。こうしたなかであって、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりの必要性はますます高まりを見せているが、公共サービスの新たな担い手として市民活動団体の活躍が台頭してきた。市民にも行政にも地域の課題を明確に知り、協働して解決していく姿勢と活動が重要であることが徐々にではあるが浸透しつつある。

この前提として、平成10年度に制定された「特定非営利活動促進法」の意義は非常に大きい。地域社会において、自主的・自発的な活動が行えるようになり、地域課題の解決に取組む動きが芽生え、急激に成長してきた。本市においても、平成17年3月時点において、17のNPO法人が誕生し、様々な分野で活動されている。また、ファミリーサポートセンターの運営を委託する等、そうした法人の活動を公益に活かす例も生じている。しかしながら、安定した活動を維持するための財政面・組織面での弱さがあるなど、これから解決しなければならない課題も多い。平成17年度に策定した「市民協働指針」を基に、市民の自主的な活動を支援するためのしくみを確立し、その活動を充実させる必要がある。

#### 対策の考え方と方向

時代はすべてを行政に委ねる時代から市民と行政が相互に連携する多元的社会へ移行している。

まちが活性化し、建設的な市民参加がうまれ、多彩で豊かな都市文化が創出されるためには、広範な人的資源や市民活動がネットワーク化され、それぞれの活動領域が広がる必要がある。

市民と行政のパワーが十分にまちづくりに発揮できるよう、場づくり、参加の機会づくり、活動の支援、取組み体制の整備をすすめる。

- (1) 市民活動の推進
- (2) 市民協働の推進

## 具体的展開

### (1) 市民活動の推進

#### 情報と交流のネットワーク化

- ・ 地域に根付いた活動を展開する人材や活動内容の情報を収集し、市民に提供する。
- ・ 多様な市民が集い、交流し、情報交換ができるようネットワークのしくみを整備する。

#### 活動の場づくり

- ・ 市民活動、コミュニティづくりの場として、市民が活動しやすいよう既存施設や民間施設などにおいて弾力的な運用を図る。
- ・ 自治会・町内会の地域活動が円滑に行えるよう、集会所を新增築する集会所に対して支援する。

#### 市民活動の人材育成

- ・ 市民活動団体を継続的に運営していく上では人材育成が大きな鍵を握ることから、これから設立する団体、既に設立している団体等、状況に応じた人材育成の研修体制を確立する。

#### 中間支援機能の構築

- ・ 市民グループ・企業・行政が対等の立場で参加できるまちづくり組織の創設を目指す。

#### ボランティア活動への支援

- ・ 市民活動の活性化を図るため、ボランティアやNPO活動に対する支援方を講じる。

### (2) 市民協働の推進

#### 協働相手・形態の選択

- ・ 市民と行政との協働を積極的に推進していくために、ふさわしい相手の選択と事業を進めていく上での効果的な協働形態(補助・委託・共催・後援等)を選択する。

#### 計画段階からの協働の促進

- ・ 市民団体からの提案を受け入れる仕組みを構築することにより、市民活動団体の特性を發揮できる分野の協働事業を一層推進する。

#### 庁内推進体制の整備

- ・ 行政内部における専門担当部局を創設することにより、市民活動団体の情報一元化と庁内職員への協働に対する理解を深める研修を実施し、意識改革を図る。